

内閣府

○ 令第八号

総務省

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第二の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年九月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 高市 早苗

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の

傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）別表第二の一の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 健康保険法施行規則第三十八条の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務（次条第十号に掲げる事務を除く。） 次に掲げる情報</p> <p>「イ」ニ 略」</p>	<p>第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）別表第二の一の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 健康保険法施行規則第三十八条の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務（次条第十号に掲げる事務を除く。） 次に掲げる情報</p> <p>「イ」ニ 同上」</p>

㊦ 当該届出に係る被扶養者に係る雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第十条第一項の失業等給付の支給に関する情報（以下「失業等給付関係情報」という。）

㊧ 当該届出に係る被扶養者に係る特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第六十六号）第三条第一項の特別障害給付金の支給に関する情報（以下「特別障害給付金関係情報」という。）

㊨ 当該届出に係る被扶養者に係る年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第二百二号）第二十五条第一項の年金生活者支援給付金の支給に関する情報（以下「年金生活者支援給付金関係情報」という。）

第二条 法別表第二の二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

「一〇六 略」

七 健康保険法第十五条第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による高額療養費の支給の申請又は同法第四百四七条の日雇特例被保険者による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

㊩ 当該申請を行う者又は当該者の被扶養者若しくは被扶養者であった者（以下この条において「被扶養者等」という。）に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

第二条 法別表第二の二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

「一〇六 同上」

七 健康保険法第十五条第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による高額療養費の支給の申請又は同法第四百四七条の日雇特例被保険者による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者又は当該者の被扶養者若しくは被扶養者であった者（以下この条において「被扶養者等」という。）に係る市町村民税に関する情報 「号の細分を加える。」

ロ 当該申請を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報

〔八・九 略〕

十 健康保険法施行規則第三十八条の全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

〔イ・ニ 略〕

ロ 当該届出に係る被扶養者に係る失業等給付関係情報

ヘ 当該届出に係る被扶養者に係る特別障害給付金関係情報

ニ 当該届出に係る被扶養者に係る年金生活者支援給付金関係情報

十一 健康保険法施行規則第五十条第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の被扶養者に係る確認に関する事務 次に掲げる情報

〔イ・ニ 略〕

ロ 当該確認に係る被扶養者に係る失業等給付関係情報

ヘ 当該確認に係る被扶養者に係る特別障害給付金関係情報

ニ 当該確認に係る被扶養者に係る年金生活者支援給付金関係情報

〔十二・十六 略〕

十七 健康保険法施行規則第二百十条の日雇特例被保険者の被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

〔イ・ニ 略〕

ロ 当該届出に係る被扶養者に係る失業等給付関係情報

ヘ 当該届出に係る被扶養者に係る特別障害給付金関係情報

〔号の細分を加える。〕

〔八・九 同上〕

十 健康保険法施行規則第三十八条の全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

〔イ・ニ 同上〕

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

十一 健康保険法施行規則第五十条第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の被扶養者に係る確認に関する事務 次に掲げる情報

〔イ・ニ 同上〕

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

〔十二・十六 同上〕

十七 健康保険法施行規則第二百十条の日雇特例被保険者の被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

〔イ・ニ 同上〕

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

㊦ 当該届出に係る被扶養者に係る年金生活者支援給付金関係情報

十八 「略」

第三条 法別表第二の三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

「一〇七 略」

八 健康保険法第十五条第一項の組合管掌健康保険の被保険者による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該申請を行う者又は当該者の被扶養者若しくは被扶養者であった者（以下この条において「被扶養者等」という。）に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

ロ 当該申請を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報

「九・十 略」

十一 健康保険法施行規則第三十八条の組合管掌健康保険の被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

「イ〇ニ 略」

㊧ 当該届出に係る被扶養者に係る失業等給付関係情報

㊨ 当該届出に係る被扶養者に係る特別障害給付金関係情報

「号の細分を加える。」

十八 「同上」

第三条 法別表第二の三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

「一〇七 同上」

八 健康保険法第十五条第一項の組合管掌健康保険の被保険者による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者又は当該者の被扶養者若しくは被扶養者であった者（以下この条において「被扶養者等」という。）に係る市町村民税に関する情報

「号の細分を加える。」

「九・十 同上」

十一 健康保険法施行規則第三十八条の組合管掌健康保険の被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

「イ〇ニ 同上」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

㊦ 当該届出に係る被扶養者に係る年金生活者支援給付金関係情報

十二 健康保険法施行規則第五十条第一項の組合管掌健康保険の被保険者の被扶養者に係る確認に関する事務 次に掲げる情報

「イ〜ニ 略」

㊧ 当該確認に係る被扶養者に係る失業等給付関係情報

㊨ 当該確認に係る被扶養者に係る特別障害給付金関係情報

㊩ 当該確認に係る被扶養者に係る年金生活者支援給付金関係情報

「十三〜十八 略」

第四条 法別表第二の四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 「略」

二 船員保険法施行規則第二十六条の被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務（次条第八号及び第六条第七号に掲げる事務を除く。） 次に掲げる情報

「イ〜ニ 略」

㊦ 当該届出に係る被扶養者に係る失業等給付関係情報

㊧ 当該届出に係る被扶養者に係る特別障害給付金関係情報

㊨ 当該届出に係る被扶養者に係る年金生活者支援給付金関係情報

第五条 法別表第二の五の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に

「号の細分を加える。」

十二 健康保険法施行規則第五十条第一項の組合管掌健康保険の被保険者の被扶養者に係る確認に関する事務 次に掲げる情報

「イ〜ニ 同上」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「十三〜十八 同上」

第四条 法別表第二の四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 「同上」

二 船員保険法施行規則第二十六条の被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務（次条第六号及び第六条第六号に掲げる事務を除く。） 次に掲げる情報

「イ〜ニ 同上」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

第五条 法別表第二の五の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に

掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

「一〇五 略」

六 船員保険法第八十三条第一項の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者又は当該者の被扶養者若しくは被扶養者であった者（以下この条において「被扶養者等」という。）に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

「略」

八 船員保険法施行規則第二十六条第一項の疾病任意継続被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該届出に係る被扶養者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

ロ 当該届出に係る被扶養者に係る失業等給付関係情報

ハ 当該届出に係る被扶養者に係る特別障害給付金関係情報

ニ 当該届出に係る被扶養者に係る年金生活者支援給付金関係情報

九 船員保険法施行規則第三十八条第一項の被扶養者に係る確認に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該確認に係る被扶養者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

ロ 当該確認に係る被扶養者に係る失業等給付関係情報

ハ 当該確認に係る被扶養者に係る特別障害給付金関係情報

ニ 当該確認に係る被扶養者に係る年金生活者支援給付金関係

掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

「一〇五 同上」

「号を加える。」

「同上」

六 船員保険法施行規則第二十六条第一項の疾病任意継続被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る被扶養者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

八 船員保険法施行規則第三十八条第一項の被扶養者に係る確認に関する事務 当該確認に係る被扶養者に係る医療保険資格者等に関する情報

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

情報
「略」

第七条 法別表第二の八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 「略」

二 児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 「略」

ロ 当該申請に係る障害児の保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

「ハ・ニ 略」

三 児童福祉法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 「略」

ロ 当該申請に係る障害児の保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

「ハ・ホ 略」

四 児童福祉法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給

「同上」

第七条 法別表第二の八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 「同上」

二 児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 「同上」

ロ 当該申請に係る障害児の保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

「ハ・ニ 同上」

三 児童福祉法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 「同上」

ロ 当該申請に係る障害児の保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

「ハ・ホ 同上」

四 児童福祉法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給

付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次
に掲げる情報

イ 当該申請に係る障害児の保護者、当該保護者と同一の世帯
に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同
一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る
市町村民税に関する情報

ロ 「略」

五 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第二
十五条の七第七項の申請内容の変更の届出に係る事実について
の審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該届出に係る障害児の保護者、当該保護者と同一の世帯
に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同
一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る
市町村民税に関する情報

ロ 「略」

第八条 法別表第二の九の項の主務省令で定める事務は、次の各号
に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に
掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係
る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

「イ・ロ 略」

ハ 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者（児
童福祉法第十九条の三第一項の保護者をいう。以下この条に
おいて同じ。）又は医療費支給認定基準世帯員に係る医療保
険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付

付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次
に掲げる情報

イ 当該申請に係る障害児の保護者、当該保護者と同一の世帯
に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の控
除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る
市町村民税に関する情報

ロ 「同上」

五 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第二
十五条の七第七項の申請内容の変更の届出に係る事実について
の審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該届出に係る障害児の保護者、当該保護者と同一の世帯
に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の控
除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る
市町村民税に関する情報

ロ 「同上」

第八条 法別表第二の九の項の主務省令で定める事務は、次の各号
に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に
掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係
る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

「イ・ロ 同上」

「号の細分を加える。」

の資格者等に関する情報

㉓ 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者又は医療費支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報

㉔ 「略」

㉕ 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者に係る特別障害給付金関係情報

ト㉖ 「略」

二 児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務 次に掲げる情報

「イ・ロ 略」

ハ 当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者又は医療費支給認定基準世帯員に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

ニ・ホ 「略」

ヘ 当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者に係る特別障害給付金関係情報

ト㉗ 「略」

「三・四 略」

第十条 法別表第二の十一の項の主務省令で定める事務は、次の各

ハ 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者（児童福祉法第十九条の三第一項の保護者をいう。以下この条において同じ。）又は医療費支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報

ニ 「同上」

㉔ 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者に係る特別障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第三条第一項の特別障害給付金の支給に関する情報

ヘ㉖ 「同上」

二 児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務 次に掲げる情報

「イ・ロ 同上」

「号の細分を加える。」

ハ・ニ 「同上」

㉕ 当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者に係る特別障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第三条第一項の特別障害給付金の支給に関する情報

ヘ㉗ 「同上」

「三・四 同上」

第十条 法別表第二の十一の項の主務省令で定める事務は、次の各

号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 「略」

ロ 当該申請に係る障害児の保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

【ハ・ニ 略】

二 「略」

三 児童福祉法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 「略」

ロ 当該申請に係る障害児の保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

【ハ・ホ 略】

四 児童福祉法第二十一条の六の障害福祉サービスの提供に関する事務 次に掲げる情報

イ 「略」

ロ 当該サービスが提供される障害児、当該障害児と同一の世

号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 「同上」

ロ 当該申請に係る障害児の保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

【ハ・ニ 同上】

二 「同上」

三 児童福祉法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 「同上」

ロ 当該申請に係る障害児の保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

【ハ・ホ 同上】

四 児童福祉法第二十一条の六の障害福祉サービスの提供に関する事務 次に掲げる情報

イ 「同上」

ロ 当該サービスが提供される障害児、当該障害児と同一の世

帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

〔ハ・ニ 略〕

五 児童福祉法施行規則第十八条の六第七項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
イ 当該届出に係る障害児の保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

ロ 「略」

第十条の二 法別表第二の十二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 児童福祉法第二十一条の五の二十九の肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務 当該医療費の支給に係る障害児又はその保護者に係る次に掲げる情報

Ⅱ 特別障害給付金関係情報

〔ロゝチ 略〕

二 「略」

第十一条の二 法別表第二の十五の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

〔ハ・ニ 同上〕

五 児童福祉法施行規則第十八条の六第七項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
イ 当該届出に係る障害児の保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

ロ 「同上」

第十条の二 法別表第二の十二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 児童福祉法第二十一条の五の二十九の肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務 当該医療費の支給に係る障害児又はその保護者に係る次に掲げる情報

Ⅱ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第三条第一項の特別障害給付金の支給に関する情報

〔ロゝチ 同上〕

二 「同上」

第十一条の二 法別表第二の十五の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 児童福祉法第二十四条の二十の障害児入所医療費の支給に関する事務 当該医療費の支給に係る障害児又はその保護者に係る次に掲げる情報

II 特別障害給付金関係情報

「ロクチ 略」

二 「略」

第十二条 法別表第二の十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定に関する事務（同法第二十七条第一項第三号の障害児入所施設に係る部分を除く。） 次に掲げる情報

イ 「略」

ロ 措置児童、当該措置児童と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

「ハカ 略」

二 児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定に関する事務（同法第二十七条第一項第三号の障害児入所施設に係る部分に限る。） 次に掲げる情報

イ 当該認定に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置に係る児童（以下この号において「措置児童」という。）
当該措置児童と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計

一 児童福祉法第二十四条の二十の障害児入所医療費の支給に関する事務 当該医療費の支給に係る障害児又はその保護者に係る次に掲げる情報

II 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第三条第一項の特別障害給付金の支給に関する情報

「ロクチ 同上」

二 「同上」

第十二条 法別表第二の十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定に関する事務（同法第二十七条第一項第三号の障害児入所施設に係る部分を除く。） 次に掲げる情報

イ 「同上」

ロ 措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

「ハカ 同上」

二 児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定に関する事務（同法第二十七条第一項第三号の障害児入所施設に係る部分に限る。） 次に掲げる情報

イ 当該認定に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置に係る児童（以下この号において「措置児童」という。）
当該措置児童と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計

を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

「ロㄱㄴ 略」

三 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第五号に係る部分に限る。） 次に掲げる情報

イ 当該徴収に係る児童福祉法第二十条第一項の療育の給付を受ける児童（以下この号において「療育給付児童」という。

）当該療育給付児童の扶養義務者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

「ロㄱㄴ 略」

四 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第六号及び第六号の二並びに第五十一条第三号に係る部分に限る。） 次に掲げる情報

イ 「略」

ロ 当該徴収に係る児童福祉法第二十二条第一項の助産施設における助産の実施に係る妊産婦（以下この号において「助産妊産婦」という。）若しくは当該助産妊産婦の扶養義務者、保護児童若しくは当該保護児童の扶養義務者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

「ハㄱㄴ 略」

五 「略」
六 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第七号（障害児入所施設に係る部分に限る。）及び第七号の二に係る部分に限る。） 次に掲げる情報

を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

「ロㄱㄴ 同上」

三 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第五号に係る部分に限る。） 次に掲げる情報

イ 当該徴収に係る児童福祉法第二十条第一項の療育の給付を受ける児童（以下この号において「療育給付児童」という。

）又は当該療育給付児童の扶養義務者に係る市町村民税に関する情報

「ロㄱㄴ 同上」

四 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第六号及び第六号の二並びに第五十一条第三号に係る部分に限る。） 次に掲げる情報

イ 「同上」

ロ 当該徴収に係る児童福祉法第二十二条第一項の助産施設における助産の実施に係る妊産婦（以下この号において「助産妊産婦」という。）若しくは当該助産妊産婦の扶養義務者又は保護児童若しくは当該保護児童の扶養義務者に係る市町村民税に関する情報

「ハㄱㄴ 同上」

五 「同上」
六 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第七号（障害児入所施設に係る部分に限る。）及び第七号の二に係る部分に限る。） 次に掲げる情報

イ 当該徴収に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号及び第二項の措置に係る児童（以下この号において「措置児童」という。）、当該措置児童と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

七 「ロ」ヲ 略

八 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十一条第四号及び第五号に係る部分に限る。） 次に掲げる情報

イ 「略」

ロ 措置児童、当該措置児童と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

「ハ」カ 略

第十四条 法別表第二の二十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

「一・二 略」

三 身体障害者福祉法第三十八条第一項の費用の徴収に関する事務 次に掲げる情報

「イ・ロ 略」

ハ 当該費用の徴収に係る身体障害者、当該身体障害者と同一

イ 当該徴収に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号及び第二項の措置に係る児童（以下この号において「措置児童」という。）、当該措置児童と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

七 「ロ」ヲ 同上

八 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十一条第四号及び第五号に係る部分に限る。） 次に掲げる情報

イ 「同上」

ロ 措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

「ハ」カ 同上

第十四条 法別表第二の二十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

「一・二 同上」

三 身体障害者福祉法第三十八条第一項の費用の徴収に関する事務 次に掲げる情報

「イ・ロ 同上」

ハ 当該費用の徴収に係る身体障害者、当該身体障害者と同一

の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

二 「略」

第十六条 法別表第二の二十三の項の主務省令で定める事務は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十一条の費用の徴収に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- 一 同法第二十九条第一項及び第二十九条の二第一項の規定により入院させた精神障害者（以下この条及び次条において「措置入院者」という。）、当該措置入院者の扶養義務者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報
- 二 「略」

第十八条 法別表第二の二十五の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る次に掲げる情報

イ 「略」

ロ 特別障害給付金関係情報

【一・三 略】

の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

二 「同上」

第十六条 法別表第二の二十三の項の主務省令で定める事務は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十一条の費用の徴収に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- 一 同法第二十九条第一項及び第二十九条の二第一項の規定により入院させた精神障害者（以下この条及び次条において「措置入院者」という。）、当該措置入院者の扶養義務者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報
- 二 「同上」

第十八条 法別表第二の二十五の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る次に掲げる情報

イ 「同上」

ロ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第三条第一項の特別障害給付金の支給に関する情報

【一・三 同上】

第十九条 法別表第二の二十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 生活保護法第十九条第一項の保護の実施に関する事務 同法第六条第二項の要保護者又は同条第一項の被保護者であった者（以下この条において「要保護者等」という。）に係る次に掲げる情報

イ 「略」
ロ 失業等給付関係情報

「ハ」リ 略

又 生活保護実施関係情報、生活保護法第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給に関する情報（以下「就労自立給付金関係情報」という。）又は同法第五十五条の五第一項の進学準備給付金の支給に関する情報（第四十四条第一号又において「進学準備給付金関係情報」という。）

「ル」ソ 略

ツ 特別障害給付金関係情報

チ 年金生活者支援給付金関係情報

「ケ」キ 略

二 生活保護法第二十四条第一項の保護の開始又は同条第九項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 要保護者等に係る前号イからキまでに掲げる情報

三 生活保護法第二十五条第一項の職権による保護の開始又は同

第十九条 法別表第二の二十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 生活保護法第十九条第一項の保護の実施に関する事務 同法第六条第二項の要保護者若しくは同条第一項の被保護者であった者（以下この条において「要保護者等」という。）に係る次に掲げる情報

イ 「同上」
ロ 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十条第一項の失業等給付の支給に関する情報

「ハ」リ 同上

又 生活保護実施関係情報又は生活保護法第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給に関する情報

「ル」ソ 同上

ツ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第三条第一項の特別障害給付金の支給に関する情報

「チ」ウ 「号の細分を加える。」

「ケ」ウ 「同上」

二 生活保護法第二十四条第一項の保護の開始又は同条第九項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 要保護者等に係る前号イからウまでに掲げる情報

三 生活保護法第二十五条第一項の職権による保護の開始又は同

条第二項の職権による保護の変更に関する事務 要保護者等に
係る第一号イから中までに掲げる情報

四 生活保護法第二十六条の保護の停止又は廃止に関する事務
要保護者等に係る第一号イから中までに掲げる情報

五 生活保護法第六十三条の保護に要する費用の返還に関する事
務 要保護者等に係る第一号イから中までに掲げる情報

六 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三
項までの徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項
の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 要保護者等に係る第
一号イから中までに掲げる情報

第二十条 法別表第二の二十七の項の主務省令で定める事務は、次
の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該
各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

「一〇五 略」

六 地方税法第四百六十一条の環境性能割の減免に関する事務
第二号に掲げる情報（納税義務者に係る情報に限る。）

七 地方税法第四百六十三条の二十三の種別割の減免に関する事
務及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法
律第十三号。以下この号及び次条において「平成二十八年地方
税法等改正法」という。）附則第二十条第三項の規定によりな
お従前の例によることとされた同法第二条の規定による改正前
の地方税法第四百五十四条の軽自動車税の減免に関する事務
第二号に掲げる情報（納税義務者に係る情報に限る。）及び納
税義務者に係る生活保護実施関係情報

八〇十一 「略」

条第二項の職権による保護の変更に関する事務 要保護者等に
係る第一号イからウまでに掲げる情報

四 生活保護法第二十六条の保護の停止又は廃止に関する事務
要保護者等に係る第一号イからウまでに掲げる情報

五 生活保護法第六十三条の保護に要する費用の返還に関する事
務 要保護者等に係る第一号イからウまでに掲げる情報

六 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三
項までの徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項
の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 要保護者等に係る第
一号イからウまでに掲げる情報

第二十条 法別表第二の二十七の項の主務省令で定める事務は、次
の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該
各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

「一〇五 同上」

「号を加える。」

六 地方税法第四百五十四条の軽自動車税の減免に関する事務
第二号に掲げる情報（納税義務者に係る情報に限る。）及び納
税義務者に係る生活保護実施関係情報

七〇十一 「同上」

第二十一条 法別表第二の二十八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 「略」

二 平成二十八年地方税法等改正法附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十八年地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法第二百二十八条の自動車取得税の減免に関する事務 次に掲げる情報

「イ・ロ 略」

三 地方税法第六十七条の環境性能割の減免に関する事務 前号に掲げる情報

四 地方税法第七十七条の十七の種別割の減免に関する事務及び平成二十八年地方税法等改正法附則第十四条第三項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十八年地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法第六十二条の自動車税の減免に関する事務 第二号に掲げる情報

五 十 「略」

第二十二条 法別表第二の三十一の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 「略」

二 公営住宅法第十六条第五項（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭又は同法第十八条第二項の敷金の減免の申請

第二十一条 法別表第二の二十八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 「同上」

二 地方税法第二百二十八条の自動車取得税の減免に関する事務 次に掲げる情報

「イ・ロ 同上」

「号を加える。」

三 地方税法第六十二条の自動車税の減免に関する事務 前号に掲げる情報

四 九 「同上」

第二十二条 法別表第二の三十一の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 「同上」

二 公営住宅法第十六条第五項（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭又は同法第十八条第二項の敷金の減免の申請

に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る前号イからニまでに掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

三 公営住宅法第十九条（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまでに掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

四 公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る第一号イからニまでに掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

五 公営住宅法第二十七条第五項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまでに掲げる情報及び生活保護実施関係情報並びに同項の規定により同居させようとする者に係る第一号イからニまでに掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

六 公営住宅法第二十七条第六項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまでに掲げる情報

に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る前号イからニまでに掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は生活保護法第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給に関する情報

三 公営住宅法第十九条（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまでに掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は生活保護法第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給に関する情報

四 公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る第一号イからニまでに掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は生活保護法第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給に関する情報

五 公営住宅法第二十七条第五項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまでに掲げる情報及び生活保護実施関係情報並びに同項の規定により同居させようとする者に係る第一号イからニまでに掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は生活保護法第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給に関する情報

六 公営住宅法第二十七条第六項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまでに掲げる情報

及び生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

七 「略」

八 公営住宅法第二十九条第八項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務 当該申出をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イ、ロ及びニに掲げる情報並びに生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

九 「略」

十 公営住宅法第三十二条第一項の明渡し請求に関する事務 当該請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イ、ロ及びニに掲げる情報並びに生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

十一 公営住宅法第四十八条の条例で定める事項に関する事務 当該事項に係る公営住宅の入居者若しくはその同居者、公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は公営住宅法第二十七条第五項の規定により同居させようとする者に係る第一号イ、ロ及びニに掲げる情報並びに生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

第二十二條の二 法別表第二の三十三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

及び生活保護実施関係情報又は生活保護法第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給に関する情報

七 「同上」

八 公営住宅法第二十九条第八項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務 当該申出をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イ、ロ及びニに掲げる情報並びに生活保護実施関係情報又は生活保護法第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給に関する情報

九 「同上」

十 公営住宅法第三十二条第一項の明渡し請求に関する事務 当該請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イ、ロ及びニに掲げる情報並びに生活保護実施関係情報又は生活保護法第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給に関する情報

十一 公営住宅法第四十八条の条例で定める事項に関する事務 当該事項に係る公営住宅の入居者若しくはその同居者、公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は公営住宅法第二十七条第五項の規定により同居させようとする者に係る第一号イ、ロ及びニに掲げる情報並びに生活保護実施関係情報又は生活保護法第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給に関する情報

第二十二條の二 法別表第二の三十三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 「略」

二 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十条の二第一項の私立学校教職員共済制度の加入者による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者又は当該者の被扶養者若しくは被扶養者であった者（以下この条において「被扶養者等」という。）に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

三 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十条の三第一項の私立学校教職員共済制度の加入者による高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
イ 当該申請を行う者又は当該者の被扶養者等に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

ロ 「略」

四 六 「略」

七 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十六条第一項の私立学校教職員共済制度の加入者による傷病手当金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求を行う者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報
「号の細分を削る。」

一 「同上」

「号を加える。」

二 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十条の三第一項の私立学校教職員共済制度の加入者による高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
イ 当該申請を行う者若しくは当該者の被扶養者若しくは被扶養者であった者（以下この条において「被保険者等」という。）に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

ロ 「同上」

三 五 「同上」

六 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十六条第一項の私立学校教職員共済制度の加入者による傷病手当金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

七 当該申請を行う者に係る医療保険各法による傷病手当金の支給に関する情報

「号の細分を削る。」

「号を削る。」

八 私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）第一条の五の私立学校教職員共済制度の加入者による被扶養者の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該申請に係る被扶養者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

ロ 当該申請に係る被扶養者に係る特別障害給付金関係情報

ハ 当該申請に係る被扶養者に係る年金生活者支援給付金関係情報

「号を削る。」

第二十二条の三 法別表第二の三十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とす

ロ 当該請求を行う者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報

七 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十七条第一項の私立学校教職員共済制度の加入者による出産手当金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る医療保険各法による出産手当金の支給に関する情報

八 私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）第一条の五の私立学校教職員共済制度の加入者による被扶養者の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る被扶養者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

九 私立学校教職員共済法施行規則第三条第三項において準用する同令第二条第七項の私立学校教職員共済制度の加入者被扶養者証の検認又は更新に関する事務 当該検認又は更新に係る被扶養者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

第二十二条の三 法別表第二の三十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とす

る。

「一・二 略」

「号を削る。」

三

私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十六条第一項の私立学校教職員共済制度の加入者による傷病手当金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求を行う者に係る年金給付関係情報

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

四

私立学校教職員共済法第二十条第二項の退職等年金給付並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第七十八条第三項及び第七十九条の給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務 当該申請等に係る者に係る次に掲げる情報

「イ・ロ 略」

ハ 失業等給付関係情報

五

私立学校教職員共済法施行規則第一条の五の私立学校教職員共済制度の加入者による被扶養者の申請に係る事実についての

る。

「一・二 同上」

私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十一条第二項の私立学校教職員共済制度の加入者であった者による出産費の支給の請求又は同条第三項の私立学校教職員共済制度の加入者による家族出産費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求に係る子又は当該請求を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報

四

私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十六条第一項の私立学校教職員共済制度の加入者による傷病手当金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求を行う者に係る次に掲げる情報

年金給付関係情報

雇用保険法第十条第一項の失業等給付の支給に関する情報

五

私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十四条の退職等年金給付並びに被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第七十八条第三項及び第七十九条の給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務 当該申請等に係る者に係る次に掲げる情報

「イ・ロ 同上」

ハ 雇用保険法第十条第一項の失業等給付の支給に関する情報

六

私立学校教職員共済法施行規則第一条の五の私立学校教職員共済制度の加入者による被扶養者の申請に係る事実についての

審査に関する事務 次に掲げる情報

「イ、ハ 略」

二 当該申請に係る被扶養者に係る失業等給付関係情報
「号を削る。」

六、十一 「略」

第二十二條の四 法別表第二の三十五の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である厚生労働大臣に係るものは、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である厚生労働大臣に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 「略」

二 厚生年金保険法による第一号厚生年金被保険者であった期間に基づく保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に関する事務 当該保険給付の支給及び当該受給権者に係る申請、届出その他の行為に係る者に係る次に掲げる情報

イ 「略」

ロ 失業等給付関係情報

審査に関する事務 次に掲げる情報

「イ、ハ 同上」

「号の細分を加える。」

七 私立学校教職員共済法施行規則第三条第三項において準用する同令第二条第七項の私立学校教職員共済制度の加入者被扶養者証の検認又は更新に関する事務 次に掲げる情報
イ 当該検認又は更新に係る被扶養者に係る市町村民税に関する情報
ロ 当該検認若しくは更新に係る被扶養者又は当該者に係る私立学校教職員共済法施行規則第一条の五の申請を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ハ 当該検認又は更新に係る被扶養者に係る年金給付関係情報

八、十三 「同上」

第二十二條の四 法別表第二の三十五の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である厚生労働大臣に係るものは、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である厚生労働大臣に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 「同上」

二 厚生年金保険法による第一号厚生年金被保険者であった期間に基づく保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に関する事務 当該保険給付の支給及び当該受給権者に係る申請、届出その他の行為に係る者に係る次に掲げる情報

イ 「同上」

ロ 雇用保険法第十条第一項の失業等給付の支給に関する情報

「ハ」ホ 略

2 法別表第二の三十五の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である国家公務員共済組合連合会に係るものは、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である国家公務員共済組合連合会に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 「略」

二 厚生年金保険法による第二号厚生年金被保険者であった期間に基づく保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に関する事務 当該保険給付の支給及び当該受給権者に係る申請、届出その他の行為に係る者に係る次に掲げる情報

「イ・ロ 略」

ハ 失業等給付関係情報

「ニ」へ 略

3 法別表第二の三十五の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会に係るものは、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 「略」

二 厚生年金保険法による第三号厚生年金被保険者であった期間に基づく保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に関する事務 当該保険給付の支給及び当該受給権者に係る申請、届出

「ハ」ホ 同上

2 法別表第二の三十五の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である国家公務員共済組合連合会に係るものは、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である国家公務員共済組合連合会に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 「同上」

二 厚生年金保険法による第二号厚生年金被保険者であった期間に基づく保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に関する事務 当該保険給付の支給及び当該受給権者に係る申請、届出その他の行為に係る者に係る次に掲げる情報

「イ・ロ 同上」

ハ 雇用保険法第十条第一項の失業等給付の支給に関する情報

「ニ」へ 同上

3 法別表第二の三十五の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会に係るものは、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 「同上」

二 厚生年金保険法による第三号厚生年金被保険者であった期間に基づく保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に関する事務 当該保険給付の支給及び当該受給権者に係る申請、届出

その他の行為に係る者に係る次に掲げる情報

「イ・ロ 略」

ハ 失業等給付関係情報

「二〇へ 略」

4 法別表第二の三十五の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である日本私立学校振興・共済事業団に係るものは、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である日本私立学校振興・共済事業団に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 「略」

二 厚生年金保険法による第四号厚生年金被保険者であった期間に基づく保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に関する事務 当該保険給付の支給及び当該受給権者に係る申請、届出その他の行為に係る者に係る次に掲げる情報

「イ・ロ 略」

ハ 失業等給付関係情報

「二〇へ 略」

第二十四条の二 法別表第二の三十九の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 「略」

二 国家公務員共済組合法第六十条の二第一項の共済組合の組合員による高額療養費の支給の請求に係る事実についての審査に

その他の行為に係る者に係る次に掲げる情報

「イ・ロ 同上」

ハ 雇用保険法第十条第一項の失業等給付の支給に関する情報

「二〇へ 同上」

4 法別表第二の三十五の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である日本私立学校振興・共済事業団に係るものは、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である日本私立学校振興・共済事業団に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 「同上」

二 厚生年金保険法による第四号厚生年金被保険者であった期間に基づく保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に関する事務 当該保険給付の支給及び当該受給権者に係る申請、届出その他の行為に係る者に係る次に掲げる情報

「イ・ロ 同上」

ハ 雇用保険法第十条第一項の失業等給付の支給に関する情報

「二〇へ 同上」

第二十四条の二 法別表第二の三十九の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 「同上」

二 国家公務員共済組合法第六十条の二第一項の共済組合の組合員による高額療養費の支給の請求に係る事実についての審査に

関する事務 次に掲げる情報

イ 当該請求を行う者又は当該者の被扶養者若しくは被扶養者であつた者（以下この条において「被扶養者等」という。）

に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

ロ 当該請求を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報

〔三〇七 略〕

八 国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）第八十八条の共済組合の組合員による被扶養者の申告に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

〔イ〇ニ 略〕

ロ 当該申告に係る被扶養者に係る失業等給付関係情報

ハ 当該申告に係る被扶養者に係る特別障害給付金関係情報

九 当該申告に係る被扶養者に係る年金生活者支援給付金関係情報

十 国家公務員共済組合法施行規則第九十五条第三項において準用する同令第九十二条第三項の共済組合の組合員被扶養者証の検認又は更新に関する事務 次に掲げる情報

〔イ〇ニ 略〕

十一 当該検認又は更新に係る被扶養者に係る失業等給付関係情報

十二 当該検認又は更新に係る被扶養者に係る特別障害給付金関係情報

関する事務 当該請求を行う者又は当該者の被扶養者若しくは被扶養者であつた者（以下この条において「被扶養者等」という。）に係る市町村民税に関する情報

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

〔三〇七 同上〕

八 国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）第八十八条の共済組合の組合員による被扶養者の申告に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

〔イ〇ニ 同上〕

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

九 国家公務員共済組合法施行規則第九十五条第三項において準用する同令第九十二条第三項の共済組合の組合員被扶養者証の検認又は更新に関する事務 次に掲げる情報

〔イ〇ニ 同上〕

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

㊦ 当該検認又は更新に係る被扶養者に係る年金生活者支援給付金関係情報

〔十〇十五 略〕

第二十四条の四 法別表第二の四十一の項の主務省令で定める事務は、平成二十四年一元化法附則第三十七条第二項及び第四十一条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会が支給するものとされた給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表の四十一の項の主務省令で定める情報は、当該申請等に係る者に係る失業等給付関係情報とする。

第二十五条 法別表第二の四十二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 〔略〕

二 国民健康保険法第五十七条の二第一項の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

ロ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

〔三〇七 略〕

〔号の細分を加える。〕

〔十〇十五 同上〕

第二十四条の四 法別表第二の四十一の項の主務省令で定める事務は、平成二十四年一元化法附則第三十七条第二項及び第四十一条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会が支給するものとされた給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表の四十一の項の主務省令で定める情報は、当該申請等に係る者に係る雇用保険法第十條第一項の失業等給付の支給に関する情報とする。

第二十五条 法別表第二の四十二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 〔同上〕

二 国民健康保険法第五十七条の二第一項の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

〔三〇七 同上〕

八 国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号

）第二条第一項、第三条、第四条第一項、第十一条、第十二条又は第十三条第一項（第四条第一項及び第十一条を除き、これらの規定を同令第二十条において読み替えて準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 「略」

ロ 当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

ハ 当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ニ 「略」

〔九〇十六 略〕

第二十六条の四 法別表第二の五十の項の主務省令で定める事務は、国民年金法による保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該申請等に係る者に係る次に掲げる情報とする。

一 「略」

二 失業等給付関係情報

第二十七条 法別表第二の五十三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

八 国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号

）第二条第一項、第三条、第四条、第十一条、第十二条又は第十三条第一項（第四条及び第十一条を除き、これらの規定を同令第二十条において読み替えて準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 「同上」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

ロ 「同上」

〔九〇十六 同上〕

第二十六条の四 法別表第二の五十の項の主務省令で定める事務は、国民年金法による保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該申請等に係る者に係る次に掲げる情報とする。

一 「同上」

二 雇用保険法第十条第一項の失業等給付の支給に関する情報

第二十七条 法別表第二の五十三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

「一・二 略」

三 知的障害者福祉法第二十七条の費用の徴収に関する事務 次に掲げる情報

「イ・ロ 略」

ハ 当該費用の徴収に係る知的障害者、当該知的障害者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

二 「略」

第二十八条 法別表第二の五十四の項の主務省令で定める事務は、

次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十八条第二項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした住宅地区改良法第二条第六項の改良住宅（以下この条において「改良住宅」という。）の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報

「イ・ロ 略」

ハ 生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

「ニ・ホ 略」

「二〇十 略」

第三十一条 法別表第二の五十七の項の主務省令で定める事務は、

「一・二 同上」

三 知的障害者福祉法第二十七条の費用の徴収に関する事務 次に掲げる情報

「イ・ロ 同上」

ハ 当該費用の徴収に係る知的障害者、当該知的障害者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

二 「同上」

第二十八条 法別表第二の五十四の項の主務省令で定める事務は、

次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十八条第二項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした住宅地区改良法第二条第六項の改良住宅（以下この条において「改良住宅」という。）の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報

「イ・ロ 同上」

ハ 生活保護実施関係情報又は生活保護法第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給に関する情報

「ニ・ホ 同上」

「二〇十 同上」

第三十一条 法別表第二の五十七の項の主務省令で定める事務は、

次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 「略」

ロ 手当支給児童に係る児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の第二項の措置に係る部分に限る。）

ハ 「略」

ニ 当該請求を行う者又は当該者の配偶者、当該者と生計を同じくする扶養義務者（当該者が養育者である場合は、当該者の生計を維持する扶養義務者。以下この条において同じ。）

） 当該扶養義務者の配偶者、児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）第四条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する当該者（当該者が養育者である場合に限る。）、当該者の配偶者若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）若しくは当該者の扶養義務者でない所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）に係る道府県民税に関する情報

「ホ・ヘ 略」

ト 当該請求を行う者又は当該請求に係る児童若しくは当該児童の父（当該児童の母又は養育者が当該請求を行う場合に限

次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 「同上」

ロ 手当支給児童に係る児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七の第二項の措置に係る部分に限る。）

ハ 「同上」

ニ 当該請求を行う者又は当該者の配偶者、当該者と生計を同じくする扶養義務者（当該者が養育者である場合は、当該者の生計を維持する扶養義務者。以下この条において同じ。）

） 児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）第四条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する当該者（当該者が養育者である場合に限る。）若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）若しくは当該者の扶養義務者でない所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）に係る道府県民税に関する情報

「ホ・ヘ 同上」

ト 当該請求を行う者又は当該請求に係る児童若しくは当該児童の父（当該児童の母又は養育者が当該請求を行う場合に限

る。チからヲまでにおいて同じ。）若しくは母（当該児童の父が当該請求を行う場合に限る。以下この号において同じ。）に係る私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報

「チ〜ワ 略」

二 児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 「略」

ロ 手当改定児童に係る児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の第二項の措置に係る部分に限る。）

「ハ〜ホ 略」

へ 当該請求を行う者又は当該請求に係る児童若しくは当該児童の父（当該児童の母又は養育者が当該請求を行う場合に限る。トからルまでにおいて同じ。）若しくは母（当該児童の父が当該請求を行う場合に限る。以下この号において同じ。）に係る私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報

「ト〜ヲ 略」

三 児童扶養手当法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五十一号

）第三条の第二項の支給停止に関する届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者又は当該者の配偶者、当該者と生計を同じくする扶養義務者、当該扶養義務者の配偶者、児童扶養手当法施行令第四条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する当該者（当該者が養育者である場

る。以下この号において同じ。）若しくは母（当該児童の父が当該請求を行う場合に限る。以下この号において同じ。）に係る私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報

「チ〜ワ 同上」

二 児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 「同上」

ロ 手当改定児童に係る児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七の第二項の措置に係る部分に限る。）

「ハ〜ホ 同上」

へ 当該請求を行う者又は当該請求に係る児童若しくは当該児童の父（当該児童の母又は養育者が当該請求を行う場合に限る。以下この号において同じ。）若しくは母（当該児童の父が当該請求を行う場合に限る。以下この号において同じ。）に係る私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報

「ト〜ヲ 同上」

三 児童扶養手当法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五十一号

）第三条の第二項の支給停止に関する届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者又は当該者の配偶者、当該者と生計を同じくする扶養義務者若しくは児童扶養手当法施行令第四条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する当該者（当該者が養育者である場合に限る。）若しく

合に限る。）、当該者の配偶者若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る道府県民税に関する情報

三の二 児童扶養手当法施行規則第三条の二第二項の支給停止に関する届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者又は当該者の配偶者、当該者と生計を同じくする扶養義務者、当該扶養義務者の配偶者、児童扶養手当法施行令第四条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する当該者（当該者が養育者である場合に限る。） 当該者の配偶者若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）若しくは当該者の扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）に係る道府県民税に関する情報

〔三の三・四 略〕

五 児童扶養手当法施行規則第三条の五の所得状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該届出に係る児童（以下この号において「所得状況届出児童」という。）又はその保護者に係る児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報

ロ 所得状況届出児童に係る児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置に係る部分に限る。）

ハ 所得状況届出児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項

は当該扶養義務者と生計を同じくする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る道府県民税に関する情報

三の二 児童扶養手当法施行規則第三条の二第二項の支給停止に関する届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者又は当該者の配偶者、当該者と生計を同じくする扶養義務者、児童扶養手当法施行令第四条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する当該者（当該者が養育者である場合に限る。）若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）若しくは当該者の扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）に係る道府県民税に関する情報

〔三の三・四 同上〕

〔号を加える。〕

-
- の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- 二 当該届出を行う者又は当該者の配偶者、当該者と生計を同じくする扶養義務者、当該扶養義務者の配偶者、児童扶養手当法施行令第四条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する当該者（当該者が養育者である場合に限る。）
- 、当該者の配偶者若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）若しくは扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）に係る道府県民税に関する情報
- ホ 当該届出を行う者若しくは所得状況届出児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
- へ 所得状況届出児童又はその保護者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報
- ト 当該届出を行う者又は所得状況届出児童若しくは当該児童の父（当該児童の母又は養育者が当該届出を行う場合に限る。チからヲまでにおいて同じ。）若しくは母（当該児童の父が当該届出を行う場合に限る。以下この号において同じ。）に係る私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報
- チ 当該届出を行う者又は所得状況届出児童若しくは当該児童の父若しくは母に係る厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する情報
-

リ 当該届出を行う者又は所得状況届出児童若しくは当該児童の父若しくは母に係る国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する情報

ヌ 当該届出を行う者又は所得状況届出児童若しくは当該児童の父若しくは母に係る国民年金法による年金である給付の支給に関する情報

ル 当該届出を行う者又は所得状況届出児童若しくは当該児童の父若しくは母に係る地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報

ヲ 当該届出を行う者又は所得状況届出児童若しくは当該児童の父若しくは母に係る地方公務員災害補償法による年金である補償の支給に関する情報

六 当該届出を行う者又は当該児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
児童扶養手当法施行規則第四条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 「略」

ロ 現況届出児童に係る児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の第二項の措置に係る部分に限る。）

ハ 「略」

ニ 当該届出を行う者又は当該者の配偶者、当該者と生計を同じくする扶養義務者、当該扶養義務者の配偶者、児童扶養手当法施行令第四条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する当該者（当該者が養育者である場合に限る。）

五

児童扶養手当法施行規則第四条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 「同上」

ロ 現況届出児童に係る児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七の第二項の措置に係る部分に限る。）

ハ 「同上」

ニ 当該届出を行う者又は当該者の配偶者、当該者と生計を同じくする扶養義務者、児童扶養手当法施行令第四条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する当該者（当該者が養育者である場合に限る。）若しくは当該扶養義務者と

、当該者の配偶者若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）若しくは扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）に係る道府県民税に関する情報

〔ホ・ヘ 略〕

ト 当該届出を行う者又は当該届出に係る児童若しくは当該児童の父（当該児童の母又は養育者が当該届出を行う場合に限る。チからヲまでにおいて同じ。）若しくは母（当該児童の父が当該届出を行う場合に限る。以下この号において同じ。）に係る私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報

〔チ・ワ 略〕

七 〔略〕

第三十一条の二 法別表第二の五十八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一・二 略〕

三 地方公務員等共済組合法第六十二条の二第一項の共済組合の組合員による高額療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

四 当該請求を行う者又は当該者の被扶養者若しくは被扶養者

生計を同じくする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）若しくは扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）に係る道府県民税に関する情報

〔ホ・ヘ 同上〕

ト 当該届出を行う者又は当該届出に係る児童若しくは当該児童の父（当該児童の母又は養育者が当該届出を行う場合に限る。以下この号において同じ。）若しくは母（当該児童の父が当該届出を行う場合に限る。以下この号において同じ。）に係る私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報

〔チ・ワ 同上〕

六 〔同上〕

第三十一条の二 法別表第二の五十八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一・二 同上〕

三 地方公務員等共済組合法第六十二条の二第一項の共済組合の組合員による高額療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求を行う者又は当該者の被扶養者若しくは被扶養者であった者（以下この条において「被扶養者等」という。）に係る市町村民税に関する情報

〔号の細分を加える。〕

であつた者（以下この条において「被扶養者等」という。）に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

㉑ 当該請求を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報

〔四〇八 略〕

九 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号）第九十四条の共済組合の組合員による被扶養者の申告に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

〔イ〇二 略〕

㉒ 当該申告に係る被扶養者に係る失業等給付関係情報

㉓ 当該申告に係る被扶養者に係る特別障害給付金関係情報

㉔ 当該申告に係る被扶養者に係る年金生活者支援給付金関係情報

十 地方公務員等共済組合法施行規程第百条第二項において準用する同令第九十七条第三項の共済組合の組合員被扶養者証の検認又は更新に関する事務 次に掲げる情報

〔イ〇二 略〕

㉕ 当該検認又は更新に係る被扶養者に係る失業等給付関係情報

㉖ 当該検認又は更新に係る被扶養者に係る特別障害給付金関係情報

㉗ 当該検認又は更新に係る被扶養者に係る年金生活者支援給付金関係情報

〔十一〇十六 略〕

〔号の細分を加える。〕

〔四〇八 同上〕

九 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号）第九十四条の共済組合の組合員による被扶養者の申告に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

〔イ〇二 同上〕

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

十 地方公務員等共済組合法施行規程第百条第二項において準用する同令第九十七条第三項の共済組合の組合員被扶養者証の検認又は更新に関する事務 次に掲げる情報

〔イ〇二 同上〕

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

〔十一〇十六 同上〕

第三十一条の四 法別表第二の六十の項の主務省令で定める事務は、平成二十四年一元化法附則第六十一条第二項及び第六十五条第一項の規定により地方公務員共済組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、全国市町村職員共済組合連合会）が支給するものとされた給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表の六十の項の主務省令で定める情報は、当該申請等に係る者に係る次に掲げる情報とする。

一 「略」

二 失業等給付関係情報

第三十三条 法別表第二の六十二の項の主務省令で定める事務は、老人福祉法第二十八条第一項の費用の徴収に関する事務とし、同表の六十二の項の主務省令で定める情報は、老人福祉法第十条の四第一項又は第十一条の福祉の措置に係る者若しくは当該者の扶養義務者に係る次に掲げる情報とする。

一 「略」

二 失業等給付関係情報

〔三〇七 略〕

第三十五条 法別表第二の六十四の項の主務省令で定める事務は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第十七条第一項、第三十一条の七第一項又は第三十三条第一項の便宜の供与の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の六十四の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

第三十一条の四 法別表第二の六十の項の主務省令で定める事務は、平成二十四年一元化法附則第六十一条第二項及び第六十五条第一項の規定により地方公務員共済組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、全国市町村職員共済組合連合会）が支給するものとされた給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表の六十の項の主務省令で定める情報は、当該申請等に係る者に係る次に掲げる情報とする。

一 「同上」

二 雇用保険法第十条第一項の失業等給付の支給に関する情報

第三十三条 法別表第二の六十二の項の主務省令で定める事務は、老人福祉法第二十八条第一項の費用の徴収に関する事務とし、同表の六十二の項の主務省令で定める情報は、老人福祉法第十条の四第一項又は第十一条の福祉の措置に係る者若しくは当該者の扶養義務者に係る次に掲げる情報とする。

一 「同上」

二 雇用保険法第十条第一項の失業等給付の支給に関する情報

〔三〇七 同上〕

第三十五条 法別表第二の六十四の項の主務省令で定める事務は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第十七条第一項、第三十一条の七第一項又は第三十三条第一項の便宜の供与の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の六十四の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

「一・二 略」

三 当該申請を行う者、当該者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

第三十六条 法別表第二の六十五の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該申請を行う者、当該者の所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）又は当該者（児童扶養手当法施行令第四条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する者に限る。）と生計を同じくする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

「ロ・ハ 略」

二 母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号（これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該申請を行う者、当該者の所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）又は当該者（児童扶養手当法施行令第四条第二項第三号に規定する所得割の納税義

「一・二 同上」

三 当該申請を行う者、当該者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

第三十六条 法別表第二の六十五の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該申請を行う者、当該者の所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）又は当該者（児童扶養手当法施行令第四条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する者に限る。）と生計を同じくする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

「ロ・ハ 同上」

二 母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号（これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該申請を行う者、当該者の所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）又は当該者（児童扶養手当法施行令第四条第二項第三号に規定する所得割の納税義

務者に該当する者に限る。)と生計を同じくする子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。)に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

〔ロ・ニ 略〕

三 母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号(これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の算定に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者、当該者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。)に係る市町村民税に関する情報

第三十七条 法別表第二の六十六の項の主務省令で定める事務は、

次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第五条の特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者、扶養義務者、当該扶養義務者の配偶者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第五条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する当該者若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子若しくは扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族(十九歳未満の者に限る。)に係る道府県民税に関する情報

〔ロ・ハ 略〕

務者に該当する者に限る。)と生計を同じくする子(他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。)に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

〔ロ・ニ 同上〕

三 母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号(これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の算定に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者、当該者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子(他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。)に係る市町村民税に関する情報

第三十七条 法別表第二の六十六の項の主務省令で定める事務は、

次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第五条の特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者、扶養義務者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第五条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する当該者若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子若しくは扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族(十九歳未満の者に限る。)に係る道府県民税に関する情報

〔ロ・ハ 同上〕

二 手当支給児童に係る労働者災害補償保険法による年金である給付の支給に関する情報

三 手当支給児童に係る地方公務員災害補償法による年金である補償の支給に関する情報

四 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十六条において読み替えて準用する児童扶養手当法第八条第一項の額の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

「イ・ロ 略」

五 手当支給児童に係る労働者災害補償保険法による年金である給付の支給に関する情報

六 手当支給児童に係る地方公務員災害補償法による年金である補償の支給に関する情報

三 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和三十九年厚生省令第三十八号）第四条（同令第十二条の三において読み替えて準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者又は当該者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条第二号において同じ。）扶養義務者、当該扶養義務者の配偶者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第五条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する当該者若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子若しくは扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）に係る道府県民税に関する情報

第三十八条 法別表第二の六十七の項の主務省令で定める事務は、

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十六条において読み替えて準用する児童扶養手当法第八条第一項の額の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

「イ・ロ 同上」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

三 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和三十九年厚生省令第三十八号）第四条（同令第十二条の三において読み替えて準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者又は当該者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条第二号において同じ。）扶養義務者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第五条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する当該者若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子若しくは扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）に係る道府県民税に関する情報

第三十八条 法別表第二の六十七の項の主務省令で定める事務は、

次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条（同法第二十六条の五において準用する場合を含む。）の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者、扶養義務者、当該扶養義務者の配偶者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第八条第三項及び第十二条第四項において準用する同令第五条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する当該者若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子若しくは扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）に係る道府県民税に関する情報

ロ 「略」

二 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）第五条（同令第十三条及び第十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者又は当該者の配偶者、扶養義務者、当該扶養義務者の配偶者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第八条第三項及び第十二条第四項において準用する同令第五条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する当該者若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子若しくは扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）に係る道府県民税に関する情報

次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条（同法第二十六条の五において準用する場合を含む。）の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者、扶養義務者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第八条第三項及び第十二条第四項において準用する同令第五条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する当該者若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子若しくは扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）に係る道府県民税に関する情報

ロ 「同上」

二 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）第五条（同令第十三条及び第十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者又は当該者の配偶者、扶養義務者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第八条第三項及び第十二条第四項において準用する同令第五条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する当該者若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子若しくは扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）に係る道府県民税に関する情報

三 昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた昭和六十年法律第三十四号第七条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十五条の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者又は当該者の配偶者、扶養義務者、当該扶養義務者の配偶者、昭和六十年政令第三百二十三号附則第四条において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第八条第三項において準用する同令第五条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する当該者若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子若しくは扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）に係る道府県民税に関する情報

第三十八条の二 法別表第二の六十八の項の主務省令で定める事務は、次に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条（同法第二十六条の五において準用する場合を含む。）の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

- イ 当該額の認定の請求を行う者に係る年金給付関係情報
- ロ 当該額の認定の請求を行う者に係る労働者災害補償保険法による年金である給付の支給に関する情報
- ハ 当該額の認定の請求を行う者に係る地方公務員災害補償法による年金である補償の支給に関する情報

三 昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた昭和六十年法律第三十四号第七条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十五条の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者又は当該者の配偶者、扶養義務者、昭和六十年政令第三百二十三号附則第四条において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第八条第三項において準用する同令第五条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する当該者若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子若しくは扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）に係る道府県民税に関する情報

第三十八条の二 法別表第二の六十八の項の主務省令で定める事務は、次に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条（同法第二十六条の五において準用する場合を含む。）の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該額の認定の請求を行う者に係る年金給付関係情報

- 「号の細分を加える。」
- 「号の細分を加える。」
- 「号の細分を加える。」

二 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）第五条（同令第十六条において読み替えて準用する場合に限る。）の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該届出を行う者に係る年金給付関係情報

ロ 当該届出を行う者に係る労働者災害補償保険法による年金である給付の支給に関する情報

ハ 当該届出を行う者に係る地方公務員災害補償法による年金である補償の支給に関する情報

第三十八条の三 法別表第二の六十九の二の項の主務省令で定める

事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 母子保健法第十条の保健指導の実施又は勸奨に関する事務

当該保健指導に係る妊産婦又は乳児若しくは幼児に係る同法第十二条第一項又は第十三条第一項の規定による乳児又は幼児に対する健康診査（以下この条において「乳幼児健康診査」という。）に関する情報

二 母子保健法第十一条の新生児の訪問指導に関する事務 当該訪問指導に係る乳児に係る同法第十三条第一項の規定による乳児に対する健康診査に関する情報

三 母子保健法第十二条第一項の健康診査の実施に関する事務 当該健康診査に係る幼児に係る乳幼児健康診査に関する情報

四 母子保健法第十三条第一項の健康診査の実施又は勸奨に関する

二 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）第五条（同令第十六条において読み替えて準用する場合に限る。）の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者に係る年金給付関係情報

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「条を加える。」

る事務 当該健康診査の実施又は勸奨に係る妊産婦又は乳児若しくは幼児に係る乳幼児健康診査に関する情報

五 母子保健法第十七条第一項の妊産婦の訪問指導又は勸奨に関する事務 当該訪問指導又は勸奨に係る妊産婦に係る乳幼児健康診査に関する情報

六 母子保健法第十九条の未熟児の訪問指導に関する事務 当該訪問指導に係る乳児に係る同法第十三条第一項の規定による乳児に対する健康診査に関する情報

七 母子保健法第二十二条第一項の母子健康包括支援センターが行う同条第二項第二号から第五号までに掲げる事業の実施に関する事務 当該事業の実施に係る妊産婦又は乳児若しくは幼児に係る乳幼児健康診査に関する情報

第三十九条 法別表第二の七十の項の主務省令で定める事務は、母子保健法第二十一条の四第一項の費用の徴収に関する事務とし、同表の七十の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

〔一・二 略〕

三 被措置未熟児、当該被措置未熟児の扶養義務者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

四 〔略〕

第四十条 法別表第二の七十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

第三十九条 法別表第二の七十の項の主務省令で定める事務は、母子保健法第二十一条の四第一項の費用の徴収に関する事務とし、同表の七十の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

〔一・二 同上〕

三 被措置未熟児又は当該被措置未熟児の扶養義務者に係る市町村民税に関する情報

四 〔同上〕

第四十条 法別表第二の七十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 児童手当法第七条第一項（同法第十七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二条第三項において適用し、又は準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。以下この条及び次条において同じ。）の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該請求に係る一般受給資格者（児童手当法第七条第一項の一般受給資格者をいう。以下この条及び次条において同じ。）又はその者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

ロ 「略」

二 「略」

三 児童手当法第二十六条（同条第二項を除き、同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該届出に係る一般受給資格者又はその者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

ロ 「略」

第四十三条 法別表第二の八十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 「略」

一 児童手当法第七条第一項（同法第十七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二条第三項において適用し、又は準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。以下この条及び次条において同じ。）の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該請求に係る一般受給資格者（児童手当法第七条第一項の一般受給資格者をいう。以下この条及び次条において同じ。）に係る市町村民税に関する情報

ロ 「同上」

二 「同上」

三 児童手当法第二十六条（同条第二項を除き、同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該届出に係る一般受給資格者に係る市町村民税に関する情報

ロ 「同上」

第四十三条 法別表第二の八十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 「同上」

二 高齢者の医療の確保に関する法律第八十四条第一項の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報

イ 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

ロ 市町村民税に関する情報
〔三十三 略〕

第四十三条の三の二 法別表第二の八十五の項の主務省令で定める事務は、昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）第五条（同令第十六条において読み替えて準用する場合に限る。）の届出に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の八十五の項の主務省令で定める情報は、当該届出を行う者に係る次に掲げる情報とする。

〔一五 略〕
六 労働者災害補償保険法による年金である給付の支給に関する情報

七 地方公務員災害補償法による年金である補償の支給に関する情報

八 特別障害給付金関係情報

第四十四条 法別表第二の八十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当

二 高齢者の医療の確保に関する法律第八十四条第一項の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

〔三十三 同上〕

第四十三条の三の二 法別表第二の八十五の項の主務省令で定める事務は、昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）第五条（同令第十六条において読み替えて準用する場合に限る。）の届出に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の八十五の項の主務省令で定める情報は、当該届出を行う者に係る次に掲げる情報とする。

〔一五 同上〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

六 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第三条第一項の特別障害給付金の支給に関する情報

第四十四条 法別表第二の八十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当

該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項及び第三項の支援給付の支給の実施、平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付の支給の実施並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の実施に関する事務 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項及び第三項の支援給付、平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者（以下この条において「要支援者等」という。）に係る次に掲げる情報

イ 「略」

ロ 失業等給付関係情報

「ハ」リ 略

又 生活保護実施関係情報、就労自立給付金関係情報又は進学

準備給付金関係情報

「ル」ソ 略

該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項及び第三項の支援給付の支給の実施、平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付の支給の実施並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の実施に関する事務 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項及び第三項の支援給付、平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者（以下この条において「要支援者等」という。）に係る次に掲げる情報

イ 「同上」

ロ 雇用保険法第十条第一項の失業等給付の支給に関する情報

「ハ」リ 同上

又 生活保護実施関係情報又は生活保護法第五十五条の四第一

項の就労自立給付金の支給に関する情報

「ル」ソ 同上

㉙ 特別障害給付金関係情報

㉚ 年金生活者支援給付金関係情報

ナリキ 「略」

二 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項（平成十九年改正法附則第四条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十四条第一項の開始又は同条第九項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務
要支援者等に係る前号イからキまでに掲げる情報

三 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十五条第一項の職権による開始又は同条第二項の職権による変更に関する事務
要支援者等に係る第一号イからキまでに掲げる情報

四 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十

㉛ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第

三条第一項の特別障害給付金の支給に関する情報

「号の細分を加える。」

ナリキ 「同上」

二 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項（平成十九年改正法附則第四条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十四条第一項の開始又は同条第九項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務
要支援者等に係る前号イからウまでに掲げる情報

三 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十五条第一項の職権による開始又は同条第二項の職権による変更に関する事務
要支援者等に係る第一号イからウまでに掲げる情報

四 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十

六条の停止又は廃止に関する事務 要支援者等に係る第一号イからウまでに掲げる情報

五 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第六十条の費用の返還に関する事務 要支援者等に係る第一号イからウまでに掲げる情報

六 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第七十条第一項又は第七十八条第一項及び第二項の徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項の徴収金を含む。）に関する事務 要支援者等に係る第一号イからウまでに掲げる情報

第四十七条 法別表第二の九十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 「略」

二 介護保険法第四十九条の二又は第五十九条の二の負担割合の判定に関する事務 次に掲げる情報

イ 「略」

ロ 当該判定に係る第一号被保険者に係る中国残留邦人等支援

六条の停止又は廃止に関する事務 要支援者等に係る第一号イからウまでに掲げる情報

五 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第六十条の費用の返還に関する事務 要支援者等に係る第一号イからウまでに掲げる情報

六 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第七十条第一項又は第七十八条第一項及び第二項の徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項の徴収金を含む。）に関する事務 要支援者等に係る第一号イからウまでに掲げる情報

第四十七条 法別表第二の九十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 「同上」

二 介護保険法第四十九条の二又は第五十九条の二の負担割合の判定に関する事務 次に掲げる情報

イ 「同上」

「号の細分を加える。」

給付実施関係情報

ハ・ニ 「略」

三 介護保険法第五十条の居宅介護サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 「略」

ロ 当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ハ・ニ 「略」

四 介護保険法第五十一条第一項の高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 「略」

ロ 当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ハ・ホ 「略」

五 介護保険法第六十条の介護予防サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 「略」

ロ 当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ハ・ニ 「略」

六 介護保険法第六十一条第一項の高額介護予防サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 「略」

ロ 当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ロ・ハ 「同上」

三 介護保険法第五十条の居宅介護サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 「同上」

「号の細分を加える。」

ロ・ハ 「同上」

四 介護保険法第五十一条第一項の高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 「同上」

「号の細分を加える。」

ロ・ニ 「同上」

五 介護保険法第六十条の介護予防サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 「同上」

「号の細分を加える。」

ロ・ハ 「同上」

六 介護保険法第六十一条第一項の高額介護予防サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 「同上」

「号の細分を加える。」

ハ・ホ 「略」

七 介護保険法第六十六条第一項又は第二項の保険料滞納者に係る支払方法の変更を行う際の特別な事情の確認に関する事務
次に掲げる情報

イ 「略」

ロ 当該確認に係る保険料滞納者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ハ・ニ 「略」

八 介護保険法第六十六条第三項の保険料滞納者に係る支払方法の変更の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認に関する事務
次に掲げる情報

イ 「略」

ロ 当該確認に係る保険料滞納者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ハ・ニ 「略」

九 介護保険法第六十七条第一項又は第二項の保険給付の支払の一時差止めを行う際の特別な事情の確認に関する事務
次に掲げる情報

イ 「略」

ロ 当該確認に係る保険料滞納者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ハ・ニ 「略」

十 介護保険法第六十八条第一項の第二号被保険者（同法第九条第二号の第二号被保険者をいう。次号において同じ。）の保険給付の一時差止めを行う際の特別な事情の確認に関する事務
次に掲げる情報

ロ・ニ 「同上」

七 介護保険法第六十六条第一項又は第二項の保険料滞納者に係る支払方法の変更を行う際の特別な事情の確認に関する事務
次に掲げる情報

イ 「同上」

「号の細分を加える。」

ロ・ハ 「同上」

八 介護保険法第六十六条第三項の保険料滞納者に係る支払方法の変更の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認に関する事務
次に掲げる情報

イ 「同上」

「号の細分を加える。」

ロ・ハ 「同上」

九 介護保険法第六十七条第一項又は第二項の保険給付の支払の一時差止めを行う際の特別な事情の確認に関する事務
次に掲げる情報

イ 「同上」

「号の細分を加える。」

ロ・ハ 「同上」

十 介護保険法第六十八条第一項の第二号被保険者（同法第九条第二号の第二号被保険者をいう。次号において同じ。）の保険給付の一時差止めを行う際の特別な事情の確認に関する事務
次に掲げる情報

イ 「略」

ロ 当該確認に係る保険料滞納者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ハ・ニ 「略」

十一 介護保険法第六十八条第二項の第二号被保険者の保険給付の一時差止めの記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認に関する事務 次に掲げる情報

イ 「略」

ロ 当該確認に係る保険料滞納者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ハ・ニ 「略」

十二 介護保険法第六十九条第一項ただし書の保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の減額を行う際の特別な事情の確認に関する事務 次に掲げる情報

イ 「略」

ロ 当該確認に係る保険料滞納者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ハ・ニ 「略」

十三 介護保険法第六十九条第一項又は第二項の保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認に関する事務 次に掲げる情報

イ 「略」

ロ 当該確認に係る保険料滞納者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ハ・ニ 「略」

イ 「同上」

「号の細分を加える。」

ロ・ハ 「同上」

十一 介護保険法第六十八条第二項の第二号被保険者の保険給付の一時差止めの記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認に関する事務 次に掲げる情報

イ 「同上」

「号の細分を加える。」

ロ・ハ 「同上」

十二 介護保険法第六十九条第一項ただし書の保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の減額を行う際の特別な事情の確認に関する事務 次に掲げる情報

イ 「同上」

「号の細分を加える。」

ロ・ハ 「同上」

十三 介護保険法第六十九条第一項又は第二項の保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認に関する事務 次に掲げる情報

イ 「同上」

「号の細分を加える。」

ロ・ハ 「同上」

十四 介護保険法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施の要件に該当するかどうかの確認に関する事務 次に掲げる情報

イ 「略」

ロ 当該確認に係る被保険者、要介護被保険者を現に介護する者その他個々の事業の対象者として市町村が認める者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ハ・ホ 「略」

十五 介護保険法第百十五条の四十五第一項の介護予防・日常生活支援総合事業の負担割合の判定に関する事務 次に掲げる情報

イ 「略」

ロ 当該判定に係る居宅要支援被保険者等に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ハ・ニ 「略」

十六 介護保険法第百十五条の四十五第一項の介護予防・日常生活支援総合事業に係る高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 「略」

ロ 当該申請に係る居宅要支援被保険者等に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ハ・ニ 「略」

ホ 当該申請に係る居宅要支援被保険者等又は居宅要支援被保険者等と同一の世帯に属する者に係る年金給付関係情報

ヘ 当該申請に係る居宅要支援被保険者等又は居宅要支援被保険者等と同一の世帯に属する者に係る介護保険法第百十五条

十四 介護保険法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施の要件に該当するかどうかの確認に関する事務 次に掲げる情報

イ 「同上」

「号の細分を加える。」

ロ・ニ 「同上」

十五 介護保険法第百十五条の四十五第一項の介護予防・日常生活支援総合事業の負担割合の判定に関する事務 次に掲げる情報

イ 「同上」

「号の細分を加える。」

ロ・ハ 「同上」

十六 介護保険法第百十五条の四十五第一項の介護予防・日常生活支援総合事業に係る高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 「同上」

「号の細分を加える。」

ロ・ハ 「同上」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

の四十五の地域支援事業の実施に関する情報

十七 介護保険法第十五条の四十五第五項及び第百十五條の四十七第八項に規定する利用料の請求に係る事務 次に掲げる情報

イ 「略」

ロ 当該請求に係る利用者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ハ・ニ 「略」

十八 介護保険法第二百二十九条第二項の保険料の賦課に関する事務 次に掲げる情報

イ 「略」

ロ 賦課被保険者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ハ・ホ 「略」

十九 介護保険法第四百十二条の保険料の減免又は徴収の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 「略」

ロ 当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ハ・ニ 「略」

二十 介護保険法施行規則第二十七条第一項の被保険者証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報

ロ 当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

二十一 介護保険法施行規則第三十二条の規定による被保険者資

十七 介護保険法第十五条の四十五第五項及び第百十五條の四十七第八項に規定する利用料の請求に係る事務 次に掲げる情報

イ 「同上」

ロ 「号の細分を加える。」

ロ・ハ 「同上」

十八 介護保険法第二百二十九条第二項の保険料の賦課に関する事務 次に掲げる情報

イ 「同上」

ロ 「号の細分を加える。」

ロ・ニ 「同上」

十九 介護保険法第四百十二条の保険料の減免又は徴収の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 「同上」

ロ 「号の細分を加える。」

ロ・ハ 「同上」

二十 介護保険法施行規則第二十七条第一項の被保険者証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

二十一 介護保険法施行規則第三十二条の規定による被保険者資

格の喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務 次

掲げる情報

イ 当該届出を行う者に係る生活保護実施関係情報
ロ 当該届出を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

二十二 介護保険法施行規則第八十三条の六（同令第九十七条の四において準用する場合を含む。）の市町村の認定の申請に係る事実についての審査に係る事務 次に掲げる情報

イ 「略」
ロ 当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ハ ホ 「略」

二十三 介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条第三項の施設介護サービス費又は同条第五項の特定入所者介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 「略」

ロ 当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係

情報

ハ ホ 「略」

2 「略」

第四十九条 法別表第二の九十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（

格の喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者に係る生活保護実施関係情報

「号の細分を加える。」
「号の細分を加える。」

二十二 介護保険法施行規則第八十三条の六（同令第九十七条の四において準用する場合を含む。）の市町村の認定の申請に係る事実についての審査に係る事務 次に掲げる情報

イ 「同上」
「号の細分を加える。」

ロ コ 「同上」

二十三 介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条第三項の施設介護サービス費又は同条第五項の特定入所者介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 「同上」

「号の細分を加える。」

ロ コ 「同上」

2 「同上」

第四十九条 法別表第二の九十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（

平成十年法律第百十四号)第三十七条第一項の費用負担の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該申請に係る患者又は当該患者の配偶者若しくは扶養義務者に係る市町村民税に関する情報

ロ 当該申請に係る患者又は当該患者の配偶者若しくは扶養義務者に係る住民票に記載された住民票関係情報

二 「略」

三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十二条第一項の療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該申請に係る患者又は当該患者の配偶者若しくは扶養義務者に係る市町村民税に関する情報

ロ 当該申請に係る患者又は当該患者の配偶者若しくは扶養義務者に係る住民票に記載された住民票関係情報

第五十三条 法別表第二の百六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)第十四条第一項の学資貸与金の貸与又は同法第十七条の第二第一項の学資支給金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 「略」

平成十年法律第百十四号)第三十七条第一項の費用負担の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る患者又は当該患者の配偶者若しくは扶養義務者に係る市町村民税に関する情報

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

二 「同上」

三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十二条第一項の療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る患者又は当該患者の配偶者若しくは扶養義務者に係る市町村民税に関する情報

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

第五十三条 法別表第二の百六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)第十四条第一項の学資貸与金の貸与又は同法第十七条の第二第一項の学資支給金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 「同上」

ロ 学資金申請者に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置に関する情報

ハ・ニ 「略」

ホ 学資金申請者又は当該学資金申請者の生計を維持する者に係る生活保護実施関係情報

ヘ 学資金申請者又は当該学資金申請者の生計を維持する者に係る市町村民税に関する情報

ト 学資金申請者の生計を維持する者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報

チ 学資金申請者の生計を維持する者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

リ 学資金申請者の生計を維持する者に係る児童手当法第八条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。）の支給に関する情報

ル 学資金申請者又は当該学資金申請者の生計を維持する者に係る国民年金法、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報

レ 学資金申請者又は当該学資金申請者の生計を維持する者に係る失業等給付関係情報

ロ 学資金申請者又は当該学資金申請者の生計を維持する者に係る年金生活者支援給付金関係情報

リ 学資金申請者又は当該学資金申請者の生計を維持する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

「号の細分を加える。」

ハ・ハ 「同上」

ホ 学資金申請者の生計を維持する者に係る生活保護実施関係情報

ヘ 学資金申請者の生計を維持する者又はその配偶者に係る市町村民税に関する情報

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

ル 学資金申請者の生計を維持する者に係る国民年金法、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報

レ 学資金申請者の生計を維持する者に係る雇用保険法第十条第一項の失業等給付の支給に関する情報

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

二 独立行政法人日本学生支援機構法第十五条第二項の学資貸与金又は同法第十七条の三の規定により返還させる学資支給金の返還の期限の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

「イ〜ハ 略」

ト 猶予申請者又は当該猶予申請者の二親等以内の親族に係る

失業等給付関係情報

〔三・四 略〕

五 独立行政法人日本学生支援機構法施行令第五条第四項の学資貸与金又は独立行政法人日本学生支援機構法第十七条の三の規定により返還させる学資支給金の返還の期限及び返還の方法の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

「イ〜ハ 略」

ニ 当該申請を行う者又は当該者の二親等以内の親族に係る失

業等給付関係情報

第五十五条 法別表第二の百八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。）を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に

二 独立行政法人日本学生支援機構法第十五条第二項の学資貸与金又は同法第十七条の三の規定により返還させる学資支給金の返還の期限の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

「イ〜ハ 同上」

ト 猶予申請者又は当該猶予申請者の二親等以内の親族に係る

雇用保険法第十条第一項の失業等給付の支給に関する情報

〔三・四 同上〕

五 独立行政法人日本学生支援機構法施行令第五条第四項の学資貸与金又は独立行政法人日本学生支援機構法第十七条の三の規定により返還させる学資支給金の返還の期限及び返還の方法の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

「イ〜ハ 同上」

ニ 当該申請を行う者又は当該者の二親等以内の親族に係る雇

用保険法第十条第一項の失業等給付の支給に関する情報

第五十五条 法別表第二の百八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。）を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に

掲げる情報

イ 「略」

ロ 当該申請を行う障害者（施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者（二十歳未満の者に限る。）を除く。）、当該障害者と同一の世帯に属するその配偶者若しくはこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）、当該申請を行う障害者（施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者（二十歳未満の者に限る。）に限る。）、当該障害者と同一の世帯に属する者若しくはこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）又は当該申請に係る障害児の保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者若しくはこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

「ハ」又 略」

「二」五 略」

六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該申請を行う障害者、当該申請に係る障害児若しくはその保護者、支給認定基準世帯員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十九条第一項の支給認定基準世帯員をいう。以下この条及び次条において同じ。）又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市

掲げる情報

イ 「同上」

ロ 当該申請を行う障害者（施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者（二十歳未満の者に限る。）を除く。）、当該障害者と同一の世帯に属するその配偶者若しくはこれらの者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）、当該申請を行う障害者（施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者（二十歳未満の者に限る。）に限る。）、当該障害者と同一の世帯に属する者若しくはこれらの者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）又は当該申請に係る障害児の保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者若しくはこれらの者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

「ハ」又 同上」

「二」五 同上」

六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該申請を行う障害者、当該申請に係る障害児若しくはその保護者、支給認定基準世帯員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十九条第一項の支給認定基準世帯員をいう。以下この条及び次条において同じ。）又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市

町村民税に関する情報

〔ロ〕ト 略〕

七 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十六条第二項の支給認定の変更に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該変更に係る障害者、当該変更に係る障害児若しくはその保護者、支給認定基準世帯員又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

〔ロ〕ニ 略〕

〔八・九 略〕

十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第十五条の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該届出を行う障害者（指定障害者支援施設等に入所する者（二十歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者に限る。）を除く。）、当該障害者と同一の世帯に属するその配偶者若しくはこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。））、当該届出を行う障害者（指定障害者支援施設等に入所する者（二十歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者に限る。）に属する者若しくはこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。））又は当該届出に係る障害児の保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者若しく

町村民税に関する情報

〔ロ〕ト 同上〕

七 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十六条第二項の支給認定の変更に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該変更に係る障害者、当該変更に係る障害児若しくはその保護者、支給認定基準世帯員又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

〔ロ〕ニ 同上〕

〔八・九 同上〕

十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第十五条の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該届出を行う障害者（指定障害者支援施設等に入所する者（二十歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者に限る。）に属する者若しくはこれらの者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。））、当該届出を行う障害者（指定障害者支援施設等に入所する者（二十歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者に限る。）に属する者若しくはこれらの者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。））又は当該届出に係る障害児の保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者若しく

はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

〔ロ〕ニ 略〕

十一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第三十二条第一項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該届出を行う障害者、当該届出に係る障害児若しくはその保護者、支給認定基準世帯員又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

〔ロ〕へ 略〕

第五十五条の三 法別表第二の百十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者に係る次に掲げる情報

イ 特別障害給付金関係情報

〔ロ〕チ 略〕

〔二〕四 略〕

はこれらの者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

〔ロ〕ニ 同上〕

十一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第三十二条第一項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該届出を行う障害者、当該届出に係る障害児若しくはその保護者、支給認定基準世帯員又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

〔ロ〕へ 同上〕

第五十五条の三 法別表第二の百十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者に係る次に掲げる情報

イ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第三条第一項の特別障害給付金の支給に関する情報

〔ロ〕チ 同上〕

〔二〕四 同上〕

第五十九条 法別表第二の百十四の項の主務省令で定める事務は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条第一項の職業訓練受講給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の百十四の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者（当該者の配偶者、子及び父母に限る。以下この条において同じ。）に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

二 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

三 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報

四 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する情報

五 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する情報

六 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る国民年金法による年金である給付の支給に関する情報

七 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報

八 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る特別障害給付金関係情報

九 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る

第五十九条 法別表第二の百十四の項の主務省令で定める事務は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条第一項の職業訓練受講給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の百十四の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一 当該申請を行う者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

二 当該申請を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報

三 当該申請を行う者に係る私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報

四 当該申請を行う者に係る厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する情報

五 当該申請を行う者に係る国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する情報

六 当該申請を行う者に係る国民年金法による年金である給付の支給に関する情報

七 当該申請を行う者に係る地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報

八 当該申請を行う者に係る特別障害給付金関係情報

九 当該申請を行う者に係る

年金生活者支援給付金関係情報

第五十九条の二 法別表第二の百十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十条第一項の子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該教育・保育給付認定に係る子ども・子育て支援法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子ども（以下この条において単に「小学校就学前子ども」という。）若しくは当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費の支給に関する情報

ロ 当該教育・保育給付認定に係る小学校就学前子どもの保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

ハ 当該教育・保育給付認定に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ニ 当該教育・保育給付認定に係る小学校就学前子ども又は当

第五十九条の二 法別表第二の百十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十条第一項の子どものための教育・保育給付に係る支給認定に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該支給認定に係る子ども・子育て支援法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子ども（以下この条において単に「小学校就学前子ども」という。）若しくは当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費の支給に関する情報

ロ 当該支給認定に係る小学校就学前子どもの保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

ハ 当該支給認定に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ニ 当該支給認定に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就

該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六條の自立支援給付の支給に関する情報

ホ 当該教育・保育給付認定に係る小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十四條の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四條の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四條の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報

へ 「略」

ト 当該教育・保育給付認定に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法第十五條第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報

チ 当該教育・保育給付認定に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五條第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報

リ 当該教育・保育給付認定に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

ヌ 当該教育・保育給付認定に係る小学校就学前子どもを監護又は養育する者に係る児童扶養手当法第四條第一項の児童扶養手当の支給に関する情報

ル 当該教育・保育給付認定に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

学前子どもと同一の世帯に属する者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六條の自立支援給付の支給に関する情報

ホ 当該支給認定に係る小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十四條の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四條の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四條の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報

へ 「同上」

ト 当該支給認定に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法第十五條第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報

チ 当該支給認定に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五條第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報

リ 当該支給認定に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

ヌ 当該支給認定に係る小学校就学前子どもを監護又は養育する者に係る児童扶養手当法第四條第一項の児童扶養手当の支給に関する情報

ル 当該支給認定に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ヲ 当該教育・保育給付認定に係る小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報

ワ 当該教育・保育給付認定に係る小学校就学前子どもの扶養義務者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

二 「略」

三 子ども・子育て支援法第二十三条第一項の教育・保育給付認定の変更に關する事務 第一号イからワまでに掲げる情報

四 子ども・子育て支援法第二十三条第四項の職権による教育・保育給付認定の変更に關する事務 第一号イからワまでに掲げる情報

五 子ども・子育て支援法第二十四条第一項の教育・保育給付認定の取消しに關する事務 第一号イからワまでに掲げる情報

第五十九条の三 法別表第二の百二十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 難病の患者に対する医療等に関する法律第六条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に關する事務 次に掲げる情報

「イ・ロ 略」

ハ 当該申請に係る指定難病の患者、その保護者（児童福祉法第六条の保護者をいう。以下この条において同じ。）又は支給認定基準世帯員に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確

ヲ 当該支給認定に係る小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報

ワ 当該支給認定に係る小学校就学前子どもの扶養義務者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

二 「同上」

三 子ども・子育て支援法第二十三条第一項の支給認定の変更に關する事務 第一号イからワまでに掲げる情報

四 子ども・子育て支援法第二十三条第四項の職権による支給認定の変更に關する事務 第一号イからワまでに掲げる情報

五 子ども・子育て支援法第二十四条第一項の支給認定の取消しに關する事務 第一号イからワまでに掲げる情報

第五十九条の三 法別表第二の百十九の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 難病の患者に対する医療等に関する法律第六条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に關する事務 次に掲げる情報

「イ・ロ 同上」

「号の細分を加える。」

<p>保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報</p> <p>㉓ 当該申請に係る指定難病の患者、その保護者又は支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報</p> <p>㉔ 「略」</p> <p>㉕ 当該申請に係る指定難病の患者又はその保護者に係る特別障害給付金関係情報</p> <p>㉖ 「略」</p> <p>二 難病の患者に対する医療等に関する法律第十条第二項の支給認定の変更の認定に関する事務 次に掲げる情報</p> <p>「イ・ロ 略」</p> <p>㉗ 当該変更の認定に係る指定難病の患者、その保護者又は支給認定基準世帯員に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報</p> <p>㉘ 「略」</p> <p>㉙ 当該変更の認定に係る指定難病の患者又はその保護者に係る特別障害給付金関係情報</p> <p>㉚ 「略」</p> <p>㉛ 「三・四 略」</p>	<p>㉜ 当該申請に係る指定難病の患者、その保護者（児童福祉法第六条の保護者をいう。以下この条において同じ。）又は支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報</p> <p>㉝ 「同上」</p> <p>㉞ 当該申請に係る指定難病の患者又はその保護者に係る特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第三条第一項の特別障害給付金の支給に関する情報</p> <p>㉟ 「同上」</p> <p>二 難病の患者に対する医療等に関する法律第十条第二項の支給認定の変更の認定に関する事務 次に掲げる情報</p> <p>「イ・ロ 同上」</p> <p>「号の細分を加える。」</p> <p>㊱ 「同上」</p> <p>㊲ 当該変更の認定に係る指定難病の患者又はその保護者に係る特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第三条第一項の特別障害給付金の支給に関する情報</p> <p>㊳ 「同上」</p> <p>㊴ 「三・四 同上」</p>
---	---

備考 表中の「」の記載及び表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条第二号中ニの次にホ、へ及びトを加える改正規定（トを加える部分に限る。）、第二条第十号中ニの次にホ、へ及びトを加える改正規定（トを加える部分に限る。）、同条第十一号中ニの次にホ、へ及びトを加える改正規定（トを加える部分に限る。）及び同条第十七号中ニの次にホ、へ及びトを加える改正規定（トを加える部分に限る。）及び同条第十二号中ニの次にホ、へ及びトを加える改正規定（トを加える部分に限る。）及び同条第十六号中「次条第六号」を「第六条第六号」を「第六条第七号」に改め、同号ニの次にホ、へ及びトを加える改正規定（トを加える部分に限る。）及び同条第九号を第十号とし、同条第八号中「当該確認に係る被扶養者に係る医療保険資格者等に関する情報」を「次に掲げる情報」に改め、同号にイからニまでを加える改正規定（ニを加える部分に限る。）及び同

条第七号中「当該届出に係る被扶養者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報」を「次に掲げる情報」に改め、同号にイからニまでを加える改正規定（ニを加える部分に限る。）、第十九条第一号中ウをキとし、ネからムまでをナからウまでとし、ツの次にネを加える改正規定及び同条第二号から第六号までの改正規定、第二十条の改正規定、第二十一条の改正規定、第二十二条の二第八号中「当該申請に係る被扶養者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報」を「次に掲げる情報」に改め、同号にイ、ロ及びハを加える改正規定（ハを加える部分に限る。）、第二十四条の二第八号中ニの次にホ、ヘ及びトを加える改正規定（トを加える部分に限る。）、及び同条第九号中ニの次にホ、ヘ及びトを加える改正規定（トを加える部分に限る。）、及び同条第十号中ニの次にホ、ヘ及びトを加える改正規定（トを加える部分に限る。）、第四十四条第一号中ウをキとし、ネからムまでをナからウまでとし、ツの次にネを加える改正規定及び同条第二号から第六号までの改正規定、第五十三条第一号ト中「学資金申請者」を「学資金申請者又は当該学資金申請者」に、「雇用保険法第十条第一項の失業等給付の支給に関する情報」を「失業等給付関係情報」に改め、同号中トをルとし、ルの次にヲ及びワを加える改正規定（ヲを加える

部分に限る。）、第五十九条第一号中「当該申請を行う者」を「当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者（当該者の配偶者、子及び父母に限る。以下この条において同じ。）」に改め、同条第二号から第七号までの規定中「当該申請を行う者」を「当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者」に改め、同条第七号の次に二号を加える改正規定（第九号を加える部分に限る。）、第五十九条の二第一号中「子どものための教育・保育給付に係る支給認定」を「子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定」に改め、同号イ中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同号ロ中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に、「若しくは当該保護者」を「、当該保護者」に、「同一の世帯に属する者」を「同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）」に改め、同号ハからワまで、同条第三号、第四号及び第五号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める改正規定（「若しくは当該保護者」を「、当該保護者」に、「同一の世帯に属する者」を「同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）」に改める部分を除く。）並びに第五十九条の三各号列記以外の部分中「百十九の項」を「百二十の項」に改め、同条第一号中ヲをワと

し、へからルまでをトからヲまでとし、同号ホ中「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第三条第一項の特別障害給付金の支給に関する情報」を「特別障害給付金関係情報」に改め、同号中ホをへとし、ニをホとし、同号ハ中「保護者（児童福祉法第六条の保護者をいう。以下この条において同じ。）」を「保護者」に改め、同号中ハをニとし、ロの次にハを加える改正規定（各号列記以外の部分中「百十九の項」を「百二十の項」に改める部分に限る。） 令和元年十月一日

二 第五十三条第一号ト中「学資金申請者」を「学資金申請者又は当該学資金申請者」に、「雇用保険法第十条第一項の失業等給付の支給に関する情報」を「失業等給付関係情報」に改め、同号中トをルとし、ルの次にヲ及びワを加える改正規定（「学資金申請者」を「学資金申請者又は当該学資金申請者」に改める部分及びワを加える部分に限る。） 同号へ中「学資金申請者」を「学資金申請者又は当該学資金申請者」に改め、同号ホ中「学資金申請者の生計を維持する者又はその配偶者」を「学資金申請者又は当該学資金申請者の生計を維持する者」に改め、同号中ホをへとし、への次にト、チ及びリを加える改正規定（「学資金申請者」を「学資金申請者又は当該学資金申請者」に改める部分及び「学資金申請者の生計を維持する者又はその配偶者」を「学資金申請者又は当該学資金申請者の

生計を維持する者」に改める部分に限る。）、同号二中「学資金申請者」を「学資金申請者又は当該学
資金申請者」に改め、同号中ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、同号イの次にロを加える改正規定
（「学資金申請者」を「学資金申請者又は当該学資金申請者」に改める部分に限る。） 大学等におけ
る修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）の施行の日